

地域社会の持続・発展に向けた 地方税財政改革についての意見の概要 (地方財政審議会)

平成28年5月18日
高市議員提出資料

(1) 地方財政の現状

- 地方はこれまで、国を上回る歳出の抑制努力を続けてきたが、**なお巨額の財源不足**（平成28年度：5.6兆円）が生じ、**借入金残高は約200兆円程度で高原状態**。諸外国と比較しても、我が国では地方が多額の債務残高を抱えている状況。
- 地方は、国と異なり、金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないことから、**国と地方の財政状況を単純に比較することは不适当である**。地方は、小さな町村を含め1,788のそれぞれ事情の異なる自治体の集合体であり、国と対比しうる単一の財政主体として認識すべきものではない。
- 地方は赤字地方債の発行権限が限定されていることから、収支均衡を図るためには歳出の削減をせざるを得ず、**個々の地方自治体において、住民合意のもとで、懸命に歳出抑制の努力が行われてきた**。その結果として、財政赤字や債務残高の数値が国と比較して良くなっているに過ぎない。
- 地方の努力による財政健全化の成果を、国の財政収支の改善に用いるような考え方は、**地方が改革を進める意欲を削ぐことになりかねず、適当でない**。

(2) 一般財源総額の確保等

- 地方自治体が、行政サービスを安定的に提供し、少子高齢化・人口減少社会への対応など、増大する行政需要に対してその役割を果たしていくためには、国の取組と基調を合わせながら、**歳出全体の重点化・効率化を図りつつも、必要な歳出総額及び一般財源総額を確保する必要**。
- 人口減少・高齢化に伴い、行政として新たに取り組むべき施策が必要となる。これにとどまらず、地方自治体が従来から行ってきた事業についても、消防、ごみ処理など人口密度の低下に伴いコストが増加するものや、高齢者の増加、世帯構成の変化等により、特に社会的な支援を行う事業において、対象者が増加するものがある。こうした**歳出の増加要素を踏まえ、必要な歳出水準を確保すべき**。

(2) 一般財源総額の確保等(つづき)

- 財政健全化に向けた地方の懸命な努力により、折半対象財源不足については、平成28年度には0.5兆円にまで縮減しているが、地方財政においては、**なお5.6兆円もの巨額の財源不足**が生じているのが現状。地方の財源不足を折半対象のみととらえ、折半対象財源不足の解消をもって、**地方財政に「余剰」が生じるとの見解は誤り**。
- そもそも、**地方の歳出の大部分は、社会保障など国の制度に基づくもの**。地方財政計画は、地方がこれらの標準的な行政サービスを行うための歳出を計上するものであり、その**財源を保障することは国の責務**。
- 本来、**地方の財源不足**については、地方交付税法第6条の3第2項の規定により、**地方交付税の法定率の引上げ又は地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正を行い、その全額を国が対処すべきもの**。
- 地方が標準的な行政サービスを行うための財源を保障することが国の責務であるにもかかわらず、国が法定率分以外にも地方の財源不足を負担してきたという経緯を取り上げて、**地方の財政健全化への努力を国の債務縮減につなげるべきとの議論は不適當**。
- 個々の地方自治体による懸命な歳出抑制の努力の成果を国の債務縮減に用いることは**地方の改革意欲を削ぎかねない**。財源不足の解消に向けて、**さらに地方財政の健全化を進めることが必要**。

(3) その他

- **トップランナー方式は、業務改革の推進の状況を踏まえて行うべき**。このような考え方に立って、**地方交付税法の改正法が今国会で成立したところ**であり、この内容に沿って着実に取組を進めることが重要。
- 国庫支出金に関するパフォーマンス指標の検討に際し、**地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえるべき**。
- **地方創生は、地方自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に応じて取り組むべきもの**。まち・ひと・しごと創生事業の効率性・成果は、国が一義的に判断するものではなく、**それぞれの地方自治体が住民に対する説明責任を果たすとともに、地方議会等において十分な検証が行われることが適當**。